合又は人事院規則一―八〇（職員の令和九年国際園芸博覧会特措法第二条第一項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣）第九条各号に掲げる場合に該当する異動の内容（人事院規則八―一二第五十三条第二号若しくは第六号又は第五十五条第一号に掲げる場合に係るもので任命権者が記載することを要しないと認めるものを除く。）

［一～六　略］

4　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（人事統計報告に関する内閣官房令の一部改正）

第二条　人事統計報告に関する内閣官房令（昭和四十一年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（常勤職員在職状況統計報告） **第一条**　常勤職員在職状況統計報告は、七月一日現在における常時勤務を要する官職を占める職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。以下「法」という。）第六十条の二第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。以下「令和三年国家公務員法等改正法」という。）附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）、令和三年国家公務員法等改正法附則第五条第一項又は第二項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）、国の一般会計又は特別会計（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十三条に定める会計をいう。以下同じ。）の歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される職員（以下「常勤労務者等」という。）、検察官及び次条各号のいずれかに該当する職員を除く。）の在職状況について、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）第八条第一項及び第二項の規定に基づいて級別定数を設定する際に単位となつた部局ごとに、次の各号に掲げる現在員数を、それぞれ調査集計し、第一号にあつては別記様式第一―一により、第二号にあつては別記様式第一―二により、それぞれ八月三十一日までに作成するものとする。 ［一　略］ 二　給与法第六条第一項各号に掲げる俸給表のいずれかの適用を受ける職員、任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員及び任期付研究員法第六条第一項又は第二項の俸給表の適用を受ける職員について、適用を受ける俸給表別の年齢区分別（翌年四月一日時点の満年齢により、十九歳以下、二十歳以上二十四歳以下、二十五歳以上二十九歳以下、三十歳以上三十四歳以下、三十五歳以上三十九歳以下、四十歳以上四十四歳以下、四十五歳以上四十九歳以下、五十歳以上五十四歳以下、五十五歳以上五十九歳以下、六十歳以上六十四歳以下、六十五歳以上六十九歳以下、七十歳以上の十二区分とする。）の現在員数 （休職状況統計報告） **第二条**　休職状況統計報告は、七月一日現在における職員（常勤労務者等を除く。）の休職、派遣及び休業の状況について、次の各号に掲げる職員数を調査集計し、別記様式第二により、八月三十一日までに作成するものとする。 ［一～十一　略］ （非常勤職員在職状況統計報告） **第四条**　非常勤職員在職状況統計報告は、七月一日現在における常時勤務を要しない官職を占める職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び第二条各号のいずれかに該当する職員を除く。）の在職状況について、職名別に現在員数を調査集計し、別記様式第四により、八月三十一日までに作成するものとする。	（常勤職員在職状況統計報告） **第一条**　常勤職員在職状況統計報告は、七月一日現在における常時勤務を要する官職を占める職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。以下「法」という。）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員、国の一般会計又は特別会計（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十三条に定める会計をいう。以下同じ。）の歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される職員（以下「常勤労務者等」という。）、検察官及び次条各号のいずれかに該当する職員を除く。）の在職状況について、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）第八条第一項及び第二項の規定に基づいて級別定数を設定する際に単位となつた部局ごとに、次の各号に掲げる現在員数を、それぞれ調査集計し、第一号にあつては別記様式第一―一により、第二号にあつては別記様式第一―二により、それぞれ八月三十一日までに作成するものとする。 ［一　同上］ 二　給与法第六条第一項各号に掲げる俸給表のいずれかの適用を受ける職員、任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員及び任期付研究員法第六条第一項又は第二項の俸給表の適用を受ける職員について、適用を受ける俸給表別の年齢区分別（翌年四月一日時点の満年齢により、十九歳以下、二十歳以上二十四歳以下、二十五歳以上二十九歳以下、三十歳以上三十四歳以下、三十五歳以上三十九歳以下、四十歳以上四十四歳以下、四十五歳以上四十九歳以下、五十歳以上五十四歳以下、五十五歳以上五十九歳以下、六十歳以上六十四歳以下、六十五歳以上の十一区分とする。）の現在員数 （休職状況統計報告） **第二条**　休職状況統計報告は、七月一日現在における職員の休職、派遣及び休業の状況について、次の各号に掲げる職員数を調査集計し、別記様式第二により、八月三十一日までに作成するものとする。 ［一～十一　同上］ （非常勤職員在職状況統計報告） **第四条**　非常勤職員在職状況統計報告は、七月一日現在における常時勤務を要しない官職を占める職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び第二条各号のいずれかに該当する職員を除く。）の在職状況について、職名別に現在員数を調査集計し、別記様式第四により、八月三十一日までに作成するものとする。

4　［同上］